

公益社団法人 全日本銃剣道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			全日本銃剣道連盟 自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全日本銃剣道連盟(以下「当連盟」または「連盟」という)の理念として、銃剣道・短剣道修行の指標、銃剣道の本旨、短剣道の本旨を制定している。 ○連盟の運営に関しては、中期計画を5年毎に策定している。 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○銃剣道・短剣道修行の指標、銃剣道の本旨、短剣道の本旨は、機関誌・大会プログラム・連盟ホームページ(以下「HP」という)等で公表している。 ○中期計画は、事務所に据え置き、何人も閲覧等を請求できるようにしている。 <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中期計画策定に当たっては、その各項目について、平成28年度に「基本問題の検討」として連盟の役員及び都道府県連盟に対しアンケートを実施、その成果を反映している。また、平成29年度第1回通常理事会及び平成29年度定時社員総会において議決されている。 	『銃剣道・短剣道修行の指標』 『銃剣道の本旨』 『短剣道の本旨』 『中期計画』
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中期計画において「指導者・審判育成」「役員のあり方検討」を策定している。 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則1(1)と同様に行っている。 <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則1(1)と同様に行っている。 	『中期計画』
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中期計画において「財務基盤の維持」を策定している。 ○毎年度「収支予算書」を策定している。 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中期計画の公表については、原則1(1)と同様に行っている。 ○収支予算書は、連盟HPで公表している。 <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中期計画の策定における幅広い意見の反映については、原則1(1)と同様に行っている。 ○収支予算書は、毎年度第3回通常理事会にて議決されている。 	『中期計画』 『令和3年度収支予算書(HP)』

公益社団法人 全日本銃剣道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉 自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			全日本銃剣道連盟 自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ① 外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 ○理事19名のうち外部理事は5名(26.3%)である。 【審査基準(2)について】 ○理事19名のうち女性は2名(10.5%)である。 ○女性理事目標割合を直ちに遵守することが困難な理由：連盟の現状及び連盟を取り巻く環境の人的制約による。すなわち①女性銃剣道人口が極めて少なく、連盟内部の理事適任者が存在しない。②女性の銃剣道理解者が僅少であり、現状では女性外部理事の委嘱は困難を極めている。 ○女性理事目標割合の設定：女性理事の将来目標を40%とする。 ○女性理事目標割合達成に向けた具体的な方策：令和3年度内に目標達成に向けた具体的な方策について明確にし、令和4年度から実施する。	『役員名簿』
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ② 評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当連盟では評議員を置いてないため、この項目は該当しない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③ アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 ○令和元年度にアスリート委員会を設置した。 ○各年度アスリート委員に対してアンケートを実施している。 【審査基準(2)について】 ○アスリート委員会の委員は、各ブロック1名(ブロック理事推薦)、女性1名の10名で構成している。 【審査基準(3)について】 ○委員会の活動状況について理事会で報告している。	『アスリート委員会運営要領』 『アスリート委員名簿』 『委員会の活動状況』
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準(1)について】 ○理事の定数は、定款第20条により15名～20名と定められ、現在19名である。 ○当連盟の理事は、役員を選出に関する規則第4条により、ブロック選出理事と連盟(本部)選出理事で構成されており、現在ブロック選出理事11名(北海道と九州は各2名、他は各1名)、本部選出理事は8名うち代表理事1名、業務執行理事2名(うち1名専務理事兼務)、女性理事2名、短剣道優技者1名等である。	『定款』 『役員名簿』 『役員を選出に関する規則』

公益社団法人 全日本銃剣道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			全日本銃剣道連盟 自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ① 理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 ○役員を選出に関する規則第7条に役員選任時75歳未満の年齢制限を設けている。 ○現在、役員全員が就任時年齢制限を遵守している。 ○70歳未満の年齢制限の導入について、令和4年度・6年度の理事改選時に検討を行う。	『役員を選出に関する規則』 『役員名簿』
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ② 理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)について】 ○現在、理事全員が在任10年を超えていない。	『役員名簿』
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 ○令和元年度に役員候補者選考委員会規則を制定した。 ○構成員に有識者(大学教授等)を配置している。 ○令和2年度理事改選においては、緊急事態宣言により委員会の開催を中止した。	『役員候補者選考委員会規則』
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)について】 ○定款、倫理規程、就業規程等を整備している。 ○定款第9条に会員の除名の要件として「定款その他規則に違反」と規定している。 ○倫理規程第2条で「全銃剣連関係者」の範囲を会員、役員、大会役員、審判員、名誉会長、顧問、相談役、参与、委員会委員、職員を規定し、第3条(全銃剣連関係者の基本的責務)で「全銃剣連関係者は連盟の関係規程を遵守することはもとより、高邁な倫理観留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない」と規定するとともに、第4条に遵守事項を規定している。 ○就業規則において、職員に対し第13条(サービスの基本原則)第14条(遵守事項)を規定している。 ○競技者規程では、第3条に会員の資格と禁止行為を規定している。	『定款』 『倫理規程』 『就業規程』 『競技者規程』
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ① 法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ○定款をはじめ、各種規程を整備している。	『定款』 『理事会運営規則』 『委員会規則』 『競技者規程』 『事務局の組織及び業務分掌規程』 『経理規程』

公益社団法人 全日本銃剣道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> 自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			全日本銃剣道連盟 自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ② 法人の業務に関する規程 を整備しているか	【審査基準(1)について】 ○各種規程等を整備している。	『事務局の組織及び業 務分掌規程』 『個人情報保護規程』 『情報公開規則』 『経理規程』
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ③ 法人の役職員の報酬等に 関する規程を整備してい るか	【審査基準(1)について】 ○役員については、定款第26条、役員等の報酬及び費用に関する規則を規定している。 ○職員については、定款第50条、給与規程を整備している。	『定款』 『役員等の報酬並びに 費用に関する規則』 『給与規程』
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ④ 法人の財産に関する規程 を整備しているか	【審査基準(1)について】 ○定款第8章資産及び会計(第39条~第45条)の他、財産管理運用規程、寄附金等取扱規則等を整備している。	『定款』 『財産管理運用規程』 『寄附金等取扱規則』
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ⑤ 財政的基盤を整えるため の規程を整備しているか	【審査基準(2)について】 ○連盟の財政基盤の主体は、会費、称号・段位や審判員に関する登録料等であり、財政的基盤を整えるための規程として、会費等に関する規則、称号・段位の審査及び登録料等に関する規則、指定審判員規則等を整備している。	『会費等に関する規 則』 『称号・段位の審査及 び登録料等に関する規 則』 『指定審判員規則』 『指定審判員規則の施 行に伴う細則』
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理 的な選考に関する規程その 他選手の権利保護に関する規程 を整備すること	【審査基準(1)(2)(3)について】 ○当連盟では、代表選手の選考を行っていないため、この項目は該当しない。	
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的 な選考に関する規程を整備す ること	【審査基準(1)について】 ○「全日本大会等審判員の選出に関する規則」を整備している。	『全日本大会等審判員 の選出に関する規則』

公益社団法人 全日本銃剣道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			全日本銃剣道連盟 自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な 弁護士への相談ルート を確保するなど、専門 家に日常的に相談や問 い合わせをできる体制 を確保すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>○連盟顧問に弁護士を配置し、規程の整備や法人運営に関する日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保している。</p> <p>【審査基準(2)について】</p> <p>○役職員は、相当の学歴及び経歴を有する人材を配置するとともに、コンプライアンスに関する教育・研修等を実施している。</p>	『顧問名簿』
20	[原則4] コンプライアンス 委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員 会を設置し運営する こと	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>○平成25年度に倫理規程及び倫理委員会規程を制定し、倫理委員会を設置した。</p> <p>【審査基準(2)について】</p> <p>○平成29年度倫理委員会にて、倫理ガイドラインを策定するとともに、倫理規定及び倫理委員会規程を改正した。</p> <p>○平成30年度倫理委員会にて、危機管理マニュアルを策定した。</p> <p>○令和元年度倫理委員会では、令和元年度活動報告、令和2年度活動計画の審議とともに、ガバナンスコードへの対応要領を検討し、理事会、総会報告の他、機関誌に掲載し会員への啓発を図った。</p> <p>【審査基準(3)について】</p> <p>○倫理委員会の構成員に令和3年度中に女性を配置する。</p>	『倫理規程』 『倫理委員会規程』 『倫理委員名簿』 『倫理委員会活動報告』
21	[原則4] コンプライアンス 委員会を設置す べきである。	(2) コンプライアンス委員 会の構成員に弁護 士、公認会計士、学 識経験者等の有識 者を配置すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>○倫理委員会の構成員には、弁護士、大学教授、監事を配置している。</p>	『倫理委員名簿』
22	[原則5] コンプライアンス 強化のための教 育を実施すべき である	(1) NF 役職員向けのコン プライアンス教育を 実施すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>○平成29年度：平成29年5月15日「公益法人の適正な運営」公益法人協会講師</p> <p>○平成30年度：平成31年3月25日「スポーツ界の不祥事対応事例」弁護士(連盟顧問、倫理委員)</p> <p>○令和元年度、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止した。</p>	『役職員コンプライアンス教育資料』
23	[原則5] コンプライアンス 強化のための教 育を実施すべき である	(2) 選手及び指導者向け のコンプライアンス 教育を実施する こと	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>○「銃剣道・短剣道青少年指導者講習会」における講義及び資料配布</p> <p>○全日本大会(優勝大会、高校生大会、少年少女錬成大会、青年大会、選手権大会、短剣道大会)における監督会議等に際する講義及び資料配布</p>	『倫理委員会年度活動報告』 『令和元年度銃剣道短剣道青少年指導者講習会教育資料』 『令和元年度選手権配布資料』

公益社団法人 全日本銃剣道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			全日本銃剣道連盟 自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審判に対するコンプライアンス教育体制 ・審判員の公正無私を含む審判員の使命感確立が記載された教則・審判規則を整備している。 ・審判を審査によりA・B・C級に分け育成、A級審判員は3年毎審査受審義務付けし資質連弩を維持している。 ・研修会を、全国・ブロック・県連盟において毎年開催し、啓発教育に努めている。 <p>○当連盟における全日本大会参加審判員に対するコンプライアンス教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A級審判員研修会：毎年開催し、審判員の使命感を含むコンプライアンスを実施している。 ・大会における啓発教育：全日本大会、ブロック大会、都道府県大会等の各大会では必ず審判会議を開催し、大会委員長及び審判長により審判員の使命感を含むコンプライアンス教育を実施している。 	『倫理委員会年度活動報告』 『令和元年度A級審判員教育資料』 『全日本大会審判長所見』
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられる体制を構築すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○弁護士を顧問及び倫理委員に配置し、法律に関する指導を受けている。 ○税理士を監事に配置し、税務・会計等に関する指導を受けている。 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審査基準(1)と同じである。 	『役員名簿』 『顧問名簿』 『倫理委員名簿』
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経費使用及び財産管理に関する規程として、経理規程、財産管理運用規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法律に基づき、監事のうち1名を税理士としている。 ○各事業年度における計算書類等の会計監査及び適法性検査は、連盟監事及び外部の独立監査人の監査を受けている。 <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な業務運営の妥当性に関する監査として、四半期ごとの決算に関し監事による監査を受けるとともに、理事会報告、理事への書面報告を行っている。また月例会議(代表理事および執行理事が出席)に監事が出席している。 	『定款』 『経理規程』 『財産管理運用規程』 『役員名簿』 『令和2年度決算報告書』
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経理規程第3条において、連盟の経理は、法令、定款及び本規定によるほか、公益法人会計基準に準拠して処理すると定めている。 ○国庫補助金等の利用に関しては、助成元における要項やガイドライン等の定め及び当連盟の経理規程に基づき経理処理を行い、報告書を提出するとともに、必要に応じ検査・監査を受けているが、特段の指摘は受けておらず、適切に運用している。 	『経理規程』

公益社団法人 全日本銃剣道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			全日本銃剣道連盟 自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 ○財務情報等の法令に基づく開示については、定款第44条第2項により、収支予算書及び決算報告書を連盟事務所に備え置き、閲覧等の請求に対し開示している。また、連盟HPで開示している。	『定款』 『連盟HP』
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 ○当連盟では、代表選手を選考していないため、この項は適用されない。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準(1)について】 ○ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等については、令和3年10月29日以降、連盟HPにおいて開示している。	『連盟HP』
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準(1)について】 ○経理規程第43条(見積制度)において、契約をなす場合においては、2社以上の業者により見積書・その他の必要な書類を提出させ、比較検討の上会長の承認を受けなければならない。ただし、20万円未満の場合は、専務理事の決裁で処理することができるとしている。 【審査基準(2)について】 ○定款第21条(役員を選任)第3～5項において、理事は特定の関係者の合計数が3分の1を超えてはならないこと、監事には理事及び特定の関係がある者や職員等が含まれてはならないこと、監事相互が特定の関係があつてはならないこと等が規定されている。 ○理事会運営規則第7条(決議)において、理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うとされている。 ○倫理ガイドラインⅢ不適切な経理処理に起因する事項1経理処理について(3)において、契約の際には利益相反になることを避けると規定している。 ○倫理規程第4条(全銃剣連関係者の遵守事項)第3項において「全銃剣連関係者」は、日常の行動について公私の別を明らかにすることを規定している。	『定款』 『経理規程』 『理事会運営規則』 『倫理ガイドライン』 『倫理規程』
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準(1)について】 ○前記【審査基準(2)について】と同様の内容である。	

公益社団法人 全日本銃剣道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			全日本銃剣道連盟 自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通報制度については、平成25年度に暴力行為等相談窓口設置規程を制定し、運営している。 ○相談窓口については、連盟HPに掲載し、メールのほか、面会、書面、電話、FAX等を利用できるようにしている。 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○暴力行為等相談窓口設置規程第6条において、相談等の内容を開示してはならないと規定している。 <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通報者を特定し得る情報や通報された情報の内容の取り扱いについて、令和3年度中に暴力行為等相談窓口設置規程を改正する。 <p>【審査基準(4)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取り扱いを禁止することについて、令和3年度中に暴力行為等相談窓口設置規程を改正する。 <p>【審査基準(5)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度以降の役職員教育において、通報制度の正当性について教育し徹底する。 	『暴力行為等相談窓口設置規程』 『連盟HP』
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○暴力行為等相談窓口設置規程第2条により、窓口は倫理委員会の下におかれ、倫理委員会には弁護士、監事、学識経験者等が配置されている。 	『暴力行為等相談窓口設置規程』 『倫理委員名簿』
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定款第9条に会員の除名、同第25条に役員解任を定めている。 ○競技者規程第5条には会員の禁止事項を定めている。 ○倫理規程第2条～4条に処分対象者、基本的責務、遵守事項を定めている。 ○処分の手続きについては、定款第17条第2項に除名の手続き、倫理規程第6条に処分の種類内容手続きを定めている。 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○規程等の周知については、定款をHPで公開、その他は事務所に保管し閲覧可能としている。 <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○処分対象者の弁明機会については、倫理規程第6条第3項に規定している。 <p>【審査基準(4)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○処分結果の通知については、倫理規程第6条第2項で書面通知と規定している。 	『定款』 『倫理規程』 『競技者規程』 『就業規則』

公益社団法人 全日本銃剣道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			全日本銃剣道連盟 自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>○処分審査を行う倫理委員会は、弁護士、大学教授等で構成され、中立性・専門性を有している。</p>	『倫理委員名簿』
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>○倫理規程第6条第4項、競技者規程第11条第2項に日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁を利用できるよう定めている。</p> <p>【審査基準(2)について】</p> <p>○競技者規程第11条第2項において、連盟の主催する競技または運営に関して行った決定に対する不服申し立て(競技中になされる審判の判定は除く)は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。とされている。</p> <p>【審査基準(3)について】</p> <p>○倫理規程第6条第4項、競技者規程第11条第2項には、申立期間に制限を設けていない。</p>	『倫理規程』 『競技者規程』
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>○処分対象者に対する処分結果の通知は、書面によってなされる。その際、処分の根拠として倫理規程第6条が示され、その第4項に日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁を利用できることが定められている。</p>	『倫理規程』
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <p>○平成30年度に危機管理マニュアルを策定し、体制を構築している。</p> <p>【審査基準(2)について】</p> <p>○平成30年度に危機管理マニュアルを作成している。</p> <p>【審査基準(3)について】</p> <p>○危機管理マニュアルにおいては、不祥事対応の一連の流れを8段階で記述している。</p> <p>【審査基準(4)について】</p> <p>○危機管理マニュアルにおいて、外部対応の段階において、状況に応じて第三者委員会を設置することとしている。</p>	『危機管理マニュアル』

公益社団法人 全日本銃剣道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉 自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			全日本銃剣道連盟 自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※ 審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 ○過去4年以内に当連盟で不祥事が発生していないため、この項は該当しない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会には、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※ 審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 ○過去4年以内に当連盟で不祥事が発生していないため、この項は該当しない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準(1)について】 ○定款第5条(1)及び正会員及び各都道府県における銃剣道等を統括する団体に関する規則により地方組織等との間の権限関係を律している。 【審査基準(2)について】 ○正会員及び各都道府県における銃剣道等を統括する団体に関する規則第5条により、各県連等は、事業報告書、収支決算報告書、会員名簿、月報を連盟本部に報告することとしている。 【審査基準(3)について】 ○定時社員総会における報告事項、都道府県連盟事務局長会同、適宜の通知文書や事務連絡等により、指導、助言及び支援を行っている。	『定款』 『正会員及び各都道府県における銃剣道等を統括する団体に関する規則』 『全日本銃剣道連盟組織図』 『新型コロナウイルス感染防止施策について』

公益社団法人 全日本銃剣道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄	
			全日本銃剣道連盟 自己説明	証憑書類
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準(1)について】 ○定時社員総会における報告事項、都道府県連盟事務局長会同、適宜の通知文書や事務連絡等により情報提供している。	『令和3年度定時社員総会資料』 『令和元年度事務局長会同資料』 『新型コロナウイルス感染防止施策について』